

令和4年1月13日

令和3年度第10回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年1月13日（木曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和4年1月13日（木曜日） 午後2時05分

4. 議案

- 議案第249号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第250号 農用地利用集積計画の決定について  
 議案第251号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
 議案第252号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
 議案第253号 農地の賃借料情報について

- 報告第164号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について  
 報告第165号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第166号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第167号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の  
 交付について  
 報告第168号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	9番 澤田 今日一	10番 堤 武久
11番 豊川 明子	12番 長野 英雄	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身	18番 安田 昌樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

8番 齊藤 光朗	19番 山田 正樹	
----------	-----------	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	9番 川村 忠則
10番 佐藤 量一	14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸
16番 天内 輝明	17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭
19番 細川 隆雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	5番 木立 忠徳	8番 山田 五月
11番 小泉 作郎	12番 斉藤 直美	13番 石川 正光

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局次長	竹内 芳	事務局分室長	佐藤 保
主 幹	堀内 和之	主 幹	長谷川 亘
主 幹	工藤 武	主 査	山内 武志

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長(福士修身会長)

それでは、ただ今から、令和3年度第10回青森市農業委員会月例総会を開会します。  
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中17名が出席しております。なお推進委員の方は13名が出席しております。以上でございます。

○議長(福士修身会長)

どうもありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様をお願いいたしますが、コロナ対策のため、発言の際は起立せずに挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。また、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。3番一戸昭憲委員、4番大柳建秀委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第249号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が13件、賃借権設定が20件、使用貸借権設定が4件です。個別の内容につきましては、議案書の2ページ目から10ページ目に記載しております。個別の内容については、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人又は貸主については労力不足及び子への贈与、譲受人又は借主については経営規模の拡大及び親からの贈与のためという理由でございます。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりであります。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

それでは、3ページ目の所有権移転申請番号281番、●●●●さんは新規就農の方で、本日はご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえご審議願います。

それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○●●●●氏

よろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

どうもご苦勞様でございます。まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森市の新城に住んでいる●●●●と申します。昨年度から義理の母の畑を借りて農薬や化学

肥料を使わずに野菜を作付けしているのですが、周囲が田んぼで畑がポツンと真ん中にあるような環境でどうしてもヘリコプターの農薬散布が気になるので、農薬がかからない環境でSDGsに特化した環境保全型農業の有機栽培で野菜を作りたいと思い、今回の申請に至りました。

○議長(福士修身会長)

それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。質問、意見のある委員は述べてください。

○2番(安部浩一委員)

はい。

○議長(福士修身会長)

はい、安部委員。

○2番(安部浩一委員)

2番安部です。有機栽培に特化した野菜作りというか生産をしたいということでしたけれど、有機栽培をするということは、環境に配慮したものなのか、それとも食の安心安全を追求した栽培なのでしょうか。

もう一点、SDGsに特化して、というのは流行りの言葉だと思いますが、17の目標がある中の何に該当しているのでしょうか。

○●●●●氏

まず、最初のご質問につきましては、農薬や化学肥料を使わない野菜作りと言いますか、安心安全な食べ物を作りたくて有機栽培を行っております。SDGsに特化して、というのは、環境の負荷を軽減したいという思いがあり、それを含めて農薬や化学肥料を使わないことと、プラスチックのゴミを出さないようにマルチング等を極力行わないなど、自然栽培まではいかないですけども出来るだけ環境に配慮した農業をやっていきたいと思っております。

○2番(安部浩一委員)

そこで再度質問です。有機栽培イコール食の安心安全とおっしゃいましたが、有機栽培もデメリットがある訳です。実際は、有機栽培イコール食の安心安全の保障はされておられません。よくこの総会にも新規就農の方がいらっしやいまして、有機栽培だと安心できる、農薬を散布してはいけないといった話をします。あなたはりんごを食べることはありますか。

○●●●●氏

はい、食べます。

○2 番（安部浩一委員）

そのりんごを作るにあたって、普通は無農薬ではなく相当な薬剤を使っています。それでも安心安全ですよ。

○●●●●氏

それも分かっています。自分で作る野菜は、農薬を使わずに作りたいと思っています。

○2 番（安部浩一委員）

有機栽培する事によって食の安全は保障されていません。ご存知かもしれませんが、それによって病害虫や寄生虫の発生など様々な問題もあります。それに対してはしっかりと対応できているのでしょうか。

○●●●●氏

病害虫の対策として、昨年はストチュウ液（※）を散布したり、アブラムシの対策するために銀色のマルチングを行ったりしましたけれども、今年はマルチングを行わずに耕作したいと思っていました。

（※ストチュウ液・・・酢や焼酎、木酢液等を配合した自然農薬の通称）

○2 番（安部浩一委員）

要は、薬剤に頼らない I P M（※）ですよ。

（※ I P M・・・Integrated Pest Management の略称、総合的有害生物管理）

○●●●●氏

そうです。

○2 番（安部浩一委員）

それは結構だと思うのですが、私は県のエコファーマーの認定の農家なので、その視点から言わせていただくと、農薬を使うことはよくないというのではなく、農薬も多少使いながらも共存共栄していかなければ環境にも配慮されないのではないと思います。全国でも有名な有機栽培している農家がいたのですけれど、昨年で辞めました。有機栽培では採算が取れないので、青森ではいません。また、良い野菜でも葉っぱに虫がついたものは買いませんよね。そういったことも考えながら物づくりをしていかなければ、なかなか認められないのではないかと思います。SDGs に関しても、もし取り組んでいくのであれば、きちんとチェックシートを用意して自分が何を出来るのか考えて行動したほうが、付加価値もつけられると思います。女性が農家に参入するのは大賛成なので頑張ってもらいたいと思いますが、間違った認識の中で有機栽培を行うのはあまり好ましくないのではないかと思います。個人の意見ですけど、全国を見て回った際に

そういった印象受けたので、その点をもう少し深くチェックしながら取り組んだほうが良いと思います。

○●●●●氏

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○議長(福士修身会長)

はい、秋谷委員どうぞ。

○1 番 (秋谷進委員)

1 番秋谷です。●●さん、雪の中ご苦勞様でございます。2 点ほどお知らせ願いたいと思います。

1 点目は、SDG s という単語がどういった言葉の略なのか。勉強不足で分からないものですか  
ら、それを教えていただきたいと思います。

2 点目は、機械の借用先である●●●●さん。

○●●●●氏

●●です。

○1 番 (秋谷進委員)

●●さん。この方とはどういう関係なのか。その 2 点をお知らせ願います。

○●●●●氏

まず 1 点目、SDG s の正式な英語は、サステイナブルうんぬんかんぬん。うろ覚えですみません。

(事務局、●●●●氏に資料を渡す)

○●●●●氏

ありがとうございます。SDG s はサステイナブルディベロップメントゴールズ (Sustainable Development Goals)。合っていますか。大丈夫でしょうか。

2 点目、農機具の借用先の●●●●は義理の母です。以上です。

○1 番 (秋谷進委員)

はい、ありがとうございました。

○議長(福士修身会長)

他にご質問ある方ありましたらどうぞ。  
おりませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日は大変お疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。

(●●●●氏 退場)

○議長(福士修身会長)

続いて、4 ページ目の所有権移転申請番号 287 番及び 7 ページ目の賃借権設定申請番号 270 番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。浪岡の女鹿沢に住んでおります。今回、就農の申請をしたいきさつというのは、以前からずっとりんごの栽培、具体的には道の駅なみおかアップルヒルで10年以上りんご栽培をしておりました。栽培しているうちにだんだんと農業というものに対して関心を持ち始め、りんごだけではなくて色々なものを耕作している間に、ちょうど2反歩ばかりのりんご畑を手放す話があり、所有者の方と色々とお話をしていたらそのままやってほしいという話になったため申請をしました。以上です。



○議長(福士修身会長)

ありがとうございました。それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいのでよろしくお願いします。質問、意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

1番秋谷といます。雪の中ご苦労様でございます。3点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目、今回取得しようとしているりんご園には、何年生のりんごの木があるのか。品種は主に何の品種なのか。わい化か丸葉か、それらをお知らせ願います。

○●●●●氏

これから耕作しようとしている畑の面積2反歩です。主りんごの品種としては、約9割がふじです。わい化はなく、丸葉です。本数はだいたい40本、大小合わせると42~43本です。以上です。

○1番(秋谷進委員)

それから2点目。

○●●●●氏

申し訳ありません。今の木は、太いもので約60年、これが約25本あります。また、約10年のものが12~13本。5~6年前に苗木として植えたものが7~8本です。りんごの木としてはあまり良くないと思っています。以上です。

○1番(秋谷進委員)

はい、ありがとうございました。2点目は、とうもろこしとさやいんげんを作付けしようという計画について、これらは初めて取り組むのでしょうかけれど、栽培するにあたって何が重要であると考えていますか。

3点目は、とうもろこしとさやいんげんを栽培するにあたり雇用を考えているようですけど、こういった作業を行わせようと考えているのかお知らせ願います。

○●●●●氏

雇用に関して、私と家内が主に作業をする予定ですが、りんご畑は2反歩ありますので、期間を決めて、薬剤散布や摘果などを数日間、何回かに分けて雇用する予定です。

野菜については、今年から初めて作付けするのですが、農協さんの指導を仰いで1反歩をバサラコーン、2反歩はささげを作付けしようと思います。あとは、一般の野菜も栽培していきたい

いと思っております。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

他にご意見ある方いましたらどうぞ。

おりませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日は大変ありがとうございました。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

引き続き審議を行うにあたり、7 ページ目の貸借権設定申請番号 273 番、天内輝明推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（天内輝明推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、申請番号 273 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

申請番号 273 番についてご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
異議なしと認め、当該案件は許可といたします。天内輝明推進委員を入場させてください。

(天内輝明推進委員 入場)

○議長(福士修身会長)  
これより、議事参与制限があった申請番号を除く案件について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(福士修身会長)  
当該案件について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
次に、議案第 250 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が 14 件であり、今回は農地中間管理機構による農地中間管理権の取得案件はございません。なお、当該農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)  
それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。  
どなたかございませんか。

○各委員  
(意見なし)

○議長(福士修身会長)  
それでは、本案について、当該計画等のおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。  
次に議案第 251 号及び議案第 252 号は関連がありますので、一括審議の議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
本案につきましては、担当課の農業政策課から説明がありますので、よろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)  
それでは、まず自己紹介をしていただいて、青森農業振興地域整備計画の変更案から順に説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査  
青森市農業政策課の相馬と申します。よろしく申し上げます。

○農業政策課 山口主幹  
青森市農業政策課の山口と申します。今日はよろしく申し上げます。説明は相馬の方からさせていただきます。

○農業政策課 相馬主査  
議案第 251 号の青森農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。お手元の関係資料につきまして、1 ページ目が今回の変更部分抜粋です。2 ページ目が横書きで表を拡大したものであり、今回の変更は原別地区で農用地区域からの除外の申出 2 件、筒井地区で農用地区域への編入の申出 1 件でございます。3 ページ目から 5 ページ目が農用地利用計画附図です。黄色く塗りつぶされているのが農用地区域として指定された土地であり、赤枠で囲われた部分が今



同所●●●●、同所●●●●の3筆合計12,630㎡は申出者所有の観光りんご園で、17ページ目の現況写真をご覧ください。一部に空き家、駐車場、倉庫が整備された宅地の部分があり、現在は空き家、駐車場部分を同観光りんご園の従業員の休憩施設及び駐車場、倉庫部分を農機具収納及びりんご貯蔵庫に利用していることから、区域外から農業用施設用地へ編入するものです、18ページ目は審査表です。当課で編入を必要と判断した理由ですが、当該申出地は、農業経営効率化のため必要な農業用施設であり、農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると判断しております。以上で青森農業振興地域の変更案の説明を終わります。

引き続き、議案第252号の浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。お手元の関係資料をご覧ください。1ページ目が今回の変更部分抜粋です。変更案は、農用地区域からの除外の申出1件です。2ページ目が農用地利用計画附図です。赤枠で囲われた部分が今回の申出地であり、国道7号から西側の市道沿い、介護老人保健施設なみおかの隣接地です。

3ページ目をご覧ください。農用地利用計画以外の変更はなく、浪岡-1の所在地は●●●●●●●●の1筆5,211㎡の内1,880㎡でございます。現況は畑、農用地利用計画で農地として指定されております。申出者は社会福祉法人桐栄会、変更理由が隣接する介護老人保健施設なみおかの駐車場の造成です。4ページ目は変更申出の概要、5ページ目は区域図、6ページ目が駐車場計画図、7ページ目が現況写真です。4ページ目の当該土地を選定した理由ですが、申出者の業容拡大に伴い駐車場が手狭となったことから、最も利便性が高い申出者所有地に隣接する申出地が選定されました。8ページ目が審査表です。除外の条件を満たすかどうかにつきましても、記載のとおり周辺の土地の利用状況等から考えて、全ての要件を満たしていると判断しております。以上で説明を終わります。

○議長(福士修身会長)

どうもありがとうございました。ただいま農業政策課が行った説明について、質問、意見のある委員は述べてください。

○12番(長野英雄委員)

はい。

○議長(福士修身会長)

はい、長野委員。

○12番(長野英雄委員)

確認です。青森の整理番号2番、登記地目は田、畑と記載されておりますが、現状は耕作放棄地ということでしょうか。

○農業政策課 相馬主査

こちらの現状は、カシス畑です。

○12 番（長野英雄委員）

カシス畑は誰が作付けしているのですか。

○農業政策課 相馬主査

株式会社大坂組で作付けしております。

○12 番（長野英雄委員）

はい、わかりました。

○議長（福士修身会長）

他に、質問意見がある委員はいませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、次に農用地区域から除外になった場合の農地の農地転用基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、今回の除外案件のうち農地転用を行う青森農業振興地域整備計画変更案の整理番号青森-2、並びに浪岡農業振興地域整備計画変更案の整理番号浪岡-1について、別紙の農業振興地域整備計画変更（除外）案件説明資料で説明させていただきます。

まず1件目、右上に議案第251号関係参考資料をご覧ください。農地転用の許可基準における判断ですが、立地基準については、申出地は市街化の区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満であるため第2種農地と判断されます。第2種農地は、周辺の非農地の土地についても検討したが、申請地のほかにその目的に供する土地がなかった場合は、許可をすることができるものであります。

また、一般基準については、①から⑦までの項目を事務局で内容等確認いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて2件目、議案第252号関係参考資料をご覧ください。農地転用の許可基準における判断ですが、立地基準については、申出地は甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにもあたらないその他の農地と判断されます。具体的には、中山間地域等に存在する農業公共

投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するものです。その他の農地の転用許可基準は第2種農地と同様で、周辺の非農地の土地についても検討したが、申請地のほかにその目的に供する土地がなかった場合は、許可をすることができるものと判断されます。

次に一般基準ですが、①から⑦までの項目を事務局で内容等確認いたしまして、問題ないものと考えております。以上です。

○議長(福士修身会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、質問などある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、本案についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、異議なしと認め、意見なしの回答をすることに決定します。農業政策課の皆さん、お疲れ様でした。

次に議案第253号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

議案書の18ページ目をご覧ください。本案は、農地法第52条に基づく借賃等の情報提供等を行うにあたり、令和3年の1月から12月までの農地の賃借料情報を集計したものです。借賃等の集計に係る物納換算価格等については先月の月例総会で確認したとおりですが、一度、別紙の議案第253号関係資料をご覧ください。こちらは表面に青森地区、裏面に浪岡地区の情報を記載しており、今回提供する賃借料情報に係る部分は、表の一番右の欄、令和4年3月公表予定と記載している網掛け部分です。賃借料が物納の場合の60kgあたり玄米価格は10,000円とし、白米価格は青森地区が11,800円、浪岡地区が11,700円として集計しております。また、平成24年からの推移も参考情報としてご覧ください。

それでは議案書18ページ目の青森市賃借料情報に戻っていただきまして、こちらが令和3年の10a当たりの賃借料水準として公表予定のものです。まず「1田(水稻)の部」は記載のとおりで、



青森地区、浪岡地区それぞれは場整備地域及び未整備地域に区分して集計した結果を、平均額、最高額、最低額で示しておりますが、浪岡地区の未整備地域については必要な賃借のデータ数が5件に満たなかったため、賃借料情報提供の手引きによって実績なしの取扱いとなります。続いて、「2畑（普通畑）の部」は、樹園地等を除く畑について集計した結果、青森市全体の平均は6,600円となりました。次に「3畑（樹園地・リンゴ）の部」については、青森地区は賃借の実績はなく、浪岡地区については集計した結果、平均額は7,700円となりました。以上が令和3年の実績から算出した賃借料情報です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

これより、本案について審議します。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

本案について、議案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、そのように決定します。

次に、報告第164号を議題とします。事務局より説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出が1件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 165 号を議題とします。事務局より説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 6 件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 166 号を議題とします。事務局より説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 15 件です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 167 号を議題とします。事務局より説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 6 件です。なお、非農地証明

については、同規定により交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 168 号を議題とします。事務局より説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、当事者双方からの願出による農地法第 3 条の許可処分の取消しで 1 件です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

続いてその他に移りますが、農業政策課から今後の「人・農地プラン」に関する説明があるそうです。よろしく願います。

(農業政策課から「人・農地プラン」の概要について説明)

○議長(福士修身会長)

ありがとうございました。

それでは事務局、その他に何かありますか。

(青森公立大学経営経済学部地域みらい学科 安田ゼミの学術研究調査等への協力方についての報告)

(第 51 回全国農業経営者研究大会のオンライン開催についての案内)

(令和3年度地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所研究成果発表会の開催についての案内)

(令和3年度青森県スマート農業推進セミナーの開催についての案内)

(次回の月例総会は2月10日(木)午後1時から柳川庁舎2階大会議室で開催予定の連絡)

○議長(福士修身会長)

最後になりますが、委員の皆様から何かありましたらどうぞ。

(工藤隆正推進委員から、農業の第三者継承推進に向けた指導者養成研修会に出席した旨の報告)

○議長(福士修身会長)

これを持ちまして、令和3年度第10回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。